

## 越生町アライグマ捕獲器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アライグマによる農作物の被害を防止するために、アライグマの捕獲器（以下「捕獲器」という。）の購入に要する経費について、補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、狩猟免許（わな猟）有資格者又は越生町が発行する埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証を所有する者とする。

(補助対象となる捕獲器)

第3条 補助対象となる捕獲器は、アライグマによる農作物の被害を受けた場合又は被害が予想される場合に購入する捕獲器で、アライグマの捕獲を目的としたものとする。

(補助金の額)

第4条 町長は、予算の範囲内において、前条に規定する捕獲器の購入に要する経費について補助するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内で1世帯1台限りとする。

3 補助金の額は、捕獲器1台につき3,000円とする。ただし、捕獲器の購入費用が3,000円未満の場合は、当該購入費用とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は越生町アライグマ捕獲器購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 捕獲器の購入に係る見積書

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、越生町アライグマ捕獲器購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、捕獲器を購入した場合は、越生町アライグマ捕獲器購入費補助金実績報告書（様式第3号）及び越生町アライグマ捕獲器購入費補助金請求書（様式第

4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項のアライグマ捕獲器購入費補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 購入した捕獲器の製造元、型番号が確認できる書類の写し

(2) 捕獲器の購入に係る領収書の写し

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付するものと認めるときは、当該請求を行った者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。